

事 務 連 絡
令和2年7月10日

宮崎県住生活協議会居住支援部会員 様

宮崎県県土整備部建築住宅課

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その5）

日頃より、本県の建築住宅行政に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要であり、これまでも関連した事務連絡を発出しているところです。

令和2年度第2次補正予算に盛り込まれている居宅生活移行緊急支援事業（厚生労働省による事業）については、「住居を失うおそれが生じている方への支援について（その4）」（令和2年6月9日付け事務連絡）においてご連絡したところですが、今般、第2次補正予算の成立を踏まえ、厚生労働省から別添1のとおり事務連絡が発出されておりますので周知いたします。

【添付資料】

- 1 【別添1】「居宅生活移行緊急支援事業における居住支援法人の活用について」

【問い合わせ先】

宮崎県県土整備部建築住宅課

住宅企画担当：黒江

電 話：0985-24-2744 F A X：0985-20-5922

メール：kuroe-daisuke@pref.miyazaki.lg.jp